

令和3年第3回農業委員会総会議事録

令和3年2月26日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年2月26日(金)

午後3時2分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第13号 農地法第3条許可について

議案第14号 農地法第4条許可について

議案第15号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第16号 農地法第5条許可について

議案第17号 非農地証明について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第13号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第14号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第15号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第16号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第17号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第18号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第19号 農用地利用集積計画の失効について

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	4 番 久 保 田 章 生
5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光	8 番 川 崎 和 久
9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子
12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一
19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	15 番 小 倉 俊 博
-------------	--------------


6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀一朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		


7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 松田美 

委 員 川越忠次 

委 員 佐藤裕次郎 

午後 3 時 2 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、15 番小倉俊博委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10 番川越忠次委員、16 番佐藤裕次郎委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 13 号「農地法第 3 条許可について」は 24 件でございます。

議案第 14 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。

議案第 15 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 16 号「農地法第 5 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 17 号「非農地証明について」は 6 件でございます。

議案第 18 号「農用地利用集積計画の決定について」は 105 件でございます。

以上、審議件数は 157 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、19 万 8,148 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、15 万 8,880 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 13 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

今回、5名の認定農業者などが基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号45、番号46、番号48、4ページの番号49、番号51、番号52が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号36、3ページの番号46を御覧ください。

それぞれの案件の渡人は成年後見人となっております。

成年後見人とは、認知症や知的障害などの精神上の疾患により判断能力が著しく低下した方の財産を保護するために、財産保護や身上監護を行う人のことです。成年後見人は、「後見開始の審判」の申立てを行い、家庭裁判所により選任されます。

本案件は、成年後見人により管理された農地について、今般売買することになったことから、農地法第3条の申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 一つお伺いします。備考欄の書き方ですが、例えば、所有権移転で無償の場合は、備考欄に「贈与」とするのが普通と思います。例えば48番は、無償ですが、備考欄には何の表示もありません。これも贈与と考えますが、そうではないのでしょうか。この備考欄はどのように記載されるのかをお伺いします。

○事務局（山之上） 親族間につきましては、現在、備考欄に「親から子へ」とか「いとこ間」とか、そういった関係の場合は贈与の詳しい記載をしておりますが、全くの他人の場合は、備考欄に入力をしておりません。今後、誰から誰への贈与ということで記載の方がよろしければ、そのように記載したいと思います。

○23番（蛭原委員） 要するに、これは贈与なんですね。

○事務局（山之上） 申請番号の右側の権利の欄に、所有権移転の売買であれば有償、贈与であれば無償というふうに記載があります。

○23 番（蛭原委員） 無償ということは贈与で、この備考欄には関係者のことを書くのが普通で、親戚筋等であれば表示するが、他人の場合は記載していないということですね。

○事務局（山之上） おっしゃるとおりです。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 41、番号 43 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

受人の耕作面積が 4,692 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 5,673 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に、今回の申請で総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、5 ページの番号 54、番号 57、番号 58、6 ページの番号 59 がございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

○事務局(山之上) 番号54、番号57を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規法人からの申請です。申請人の親会社である野崎漬物株式会社は、現在、契約農家に原料の生産を依頼しておりますが、契約農家の高齢化により、5年から10年後、原料の減収が見込まれることから、申請人である株式会社野崎ファームを設立し、3条申請に至ったものです。

なお、本申請は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件などに加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業などに常時従事する者がいること、などの要件があります。

また、先ほども申し上げましたが、受人の耕作面積が0平方メートルとなっております。

ますが、今回の申請で総経営面積が7,780平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第14号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、案件について説明します。

番号3を御覧ください。

申請人は、宮崎市清武町今泉在住の個人です。

お手元の「農地法第4条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市田野町にあります宮崎自動車道田野インターチェンジから南東に約 4.3 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に杉を植林したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号4を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字大瀬町在住の農家です。申請地は、宮崎市大字瓜生野にあります北地域センターから北西に約 1.4 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地に農業用倉庫を建築するために造成していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号5を御覧ください。

申請人は、宮崎市高岡町浦之名在住の農家です。申請地は、宮崎市高岡町浦之名にあります（旧）浦之名小学校から南西に約 2.9 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを

得ないものと判断しています。

最後に、番号6を御覧ください。

申請人は、宮崎市清武町木原在住の個人です。申請地は、宮崎市清武町木原にあります宮崎大学医学部附属病院から北に約150メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を一般個人住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号3番につきましては、3月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第15号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、8ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、

変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 2 を御覧ください。

本申請は、敷地の一部にある既存建物を取り壊し、露天駐車場を建設する予定でしたが、従業員から休憩所として利用要望が挙がったことから、既存建物を残し休憩所として利用するため、用途を一部変更して申請されたものです。

また、既存建物の取扱いについては、申請者と開発審査課で協議を行っており、許可については、開発審査課と足並みをそろえて行う予定です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 16 号農地法第 5 条許可について、9 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 40、12 ページの番号 49 を御覧ください。関連がありますので、併せて説明します。

番号 40 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字有田在住の会社役員、受人は宮崎市大字有田に本

抛を置く、宅地造成、分譲及び販売等を営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字跡江にあります生目中学校から南に約 150 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に分譲住宅地を造成したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で「第3種農地」となります。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺に擁壁等を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

また、今回申請された分譲住宅地の造成に当たり、農地法のほかに都市計画法に基づく許認可が必要で、その際、排水計画を含め審査することになっており、担当部局に許可の見込みがあることを確認しています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、許可については、他法令による許認可と足並みをそろえて行う予定です。

12 ページの番号 49 を御覧ください。

分譲住宅地造成に伴い、既存の牛舎との緩衝帯として植栽を行うため、申請に及んだものです。

最後に、番号 41 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の農家2名、受人は宮崎市大字芳士に本抛を置く農産物の加工及び販売を営む法人です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります宮崎大学農学部住吉牧場から南に約 600 メートルに位置する土地です。本案件は、申請地に農産物加工場を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農畜産物処理加工施設」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、申請地の一部にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われます。その他の許可

基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号 40 番につきましては、3 月 12 日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、10 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 42 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の個人、受人は新富町在住の建設業を営む個人です。申請地は、宮崎市大字芳士にあります住吉南小学校から東に約 900 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を民間工事に伴う土砂等仮置場として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号 43、44 です。

両案件とも始末書付となっており、農地法の許可を得ずに、土砂等仮置場などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等も満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 45 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町西上那珂在住の個人など 3 名、受人は宮崎市

佐土原町西上那珂在住の兼業農家です。申請地は、宮崎市佐土原町東上那珂にあります愛和宮崎ゴルフクラブから北に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用倉庫などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○1番(日高委員) 54番についてお伺いしますが、始末書付となっておりますが、これは地目が山林原野であるがための事前着工ということの始末書ということでしょうか。

○事務局(川越) 登記地目は田なんですけど、現況地目は山林原野になっているための始末書付ということになっております。事前着工はしておりません。以上です。

○1番(日高委員) 登記簿上の地目と現況が違うという始末書でしょうか。

○事務局(川越) そのとおりです。

○1番(日高委員) これにも始末書が要るんですか。

○事務局(稗苗) 本来であれば、登記地目が農地であるものは、きちんと農地として利用していただくというのが原則になりますので、いろんな事情があるとは思いますが、農地としてきちんと利用されていないということについては、厳密に言うと、農地法の違反になってしまうということでの始末書の提出というふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

○1番(日高委員) 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 17 号非農地証明について、15 ページ、16 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 17 号非農地証明について御説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、6 件の案件について御説明いたします。

申請番号 9 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

次に、申請番号 10 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、申請番号 11 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

次に、申請番号 12 は、登記簿地目は「山林」ですが、申請者の申告によると、昭和 50 年頃までは農地として利用しており、農地台帳に「田」として登載されておりました。今回、改めて現況を確認したところ、10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

最後に、申請番号 13、14 は、一体的なつながりのある土地で、登記簿地目が畑または山林ですが、登記簿地目が山林の土地も、申請者の申告によると、平成 10 年頃までは耕作しており、農地台帳に「田」として登載されておりました。今回、改めて現

況を確認したところ、10年以上耕作放棄された様相で、申請番号13については山林化、申請番号14については原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、2月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第18号農用地利用集積計画の決定について、17ページから68ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員、松田真郎委員の退室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員、24番松田真郎委員退室）

○事務局（加野） 議案第18号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、17ページの番号56番から20ページの番号61番までの6件でございます。

利用権設定につきましては、21ページの番号155番から68ページの番号242番までの88件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が15件、新規設定が19件、賃借権の再設定が25件、新規設定が29件となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員、松田真郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員、24 番松田真郎委員入室）

○議長（松田） 次に、69 ページから 74 ページまでの所有権移転分を議題とします。

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、69 ページの番号 243 番から 74 ページの番号 253 番までの 11 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 13 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 14 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 13 件でございます。

報告第 15 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 16 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 15 件でございます。

報告第 17 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 18 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 14 件でございます。

報告第 19 号は、「農用地利用集積計画の失効について」でございまして、その数 1 件でございます。

なお、報告第 13 号、第 14 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 15 号、第 16 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 50 分閉会